

山県市の保育を必要とする認定等について

子ども・子育て新制度での施設利用と認定

子ども・子育て新制度では、保育園等の利用にあたって、認定を受けたうえで、施設に対してサービス提供の対価として国の税金を充てることとなりました。

幼稚園等を希望する子ども・・・1号認定

保育所等を希望する満3歳以上の子ども・・・2号認定

保育所等を希望する満3歳未満の子ども・・・3号認定

※ 上記の2号及び3号認定を受ける場合、現行の保育に欠ける事由に変わり、新たに保育の必要性の事由で判断。1号認定は希望のみで認定可能。

「保育の必要性の認定」とは

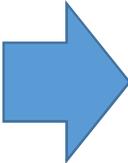
家庭における保育が困難で、保育園等での保育を希望する場合、市町村は保育の必要性の事由により、2号又は3号の認定を行い、保護者の就労の実態に応じて「保育の必要量」を決定する。

保育の必要量とは、2号・3号の認定にあたり、施設を利用可能な原則時間を定めるもの。現行の保育所の原則保育時間8時間を基本とし、2つの区分に分かれている。

保育標準時間・・・原則保育時間+3時間

保育短時間・・・原則保育時間

子ども・子育て新制度における保育を必要とする事由の変化

現行(改正前児童福祉法24条に基づく市条例)	新制度(子ども・子育て支援法施行規則第1条)	
<p>保育に欠ける事由</p> <p>○以下のいずれかに該当し、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められるとき</p> <p>①<u>居室外で労働することを状態としていること</u></p> <p>②<u>居室内で当該児童と離れて日常家事以外の労働をすることを常態としていること</u></p> <p>③妊娠中であるか、又は出産後間もないこと</p> <p>④疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること</p> <p>⑤長期にわたり疾病の状態にあるか、又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること</p> <p>⑥震災、風水害、火災その他の災害復旧に当たっていること</p> <p>⑦前各号に類する状態として認められるもの</p>		<p>保育の必要性の事由</p> <p>○以下の<u>いずれかの事由に該当すること</u></p> <p>①一月において48時間から64時間までの範囲内で市町村が定める時間以上労働することを常態とすること</p> <p>②妊娠中であるか、又は出産後間もないこと</p> <p>③疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること</p> <p>④同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む)を常時介護又は看護していること</p> <p>⑤震災、風水害、火災その他の災害復旧に当たっていること</p> <p>⑥求職活動(起業準備含む)を継続的に行っていること</p> <p>⑦<u>学校教育法第1条に規定する学校等に在学していること(職業訓練学校等における職業訓練含む)</u></p> <p>⑧虐待やDVのおそれがあること</p> <p>⑨<u>育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること</u></p> <p>⑩前各号に類する状態として認められるもの</p>

山県市の就学前児童を持つ保護者の就労状況

○父親

フルタイム就労・・・85.6%

○母親

フルタイム就労・・・18.9%

パート・アルバイト等での就労・・・45.2%

〈山県市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査報告書より〉

※母親のパート・アルバイトの就労形態

①1日あたりの就労時間〈山県市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査報告書より〉

4～5時間・・・71.7%

6～7時間・・・20%

②1週あたりの就労日数〈山県市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査報告書より〉

5日・・・43.3%

4日・・・36.7%

山県市におけるパート・アルバイトでの就労形態は、一月において64時間以上の就労が8割を占めている

山県市が定める時間について

平成27年3月以前に入所する要件

○家庭外労働

- ・常勤・・・毎日昼間4時間以上
- ・非常勤・・・1日昼間4時間以上、月16日以上
- ・自営業・・・1日昼間4時間以上、月20日以上

○家庭内労働

- ・自営業・・・1日昼間4時間以上、月20日以上
- ・内職・・・1日昼間4時間以上、月16日以上

平成27年4月以降に入所する要件

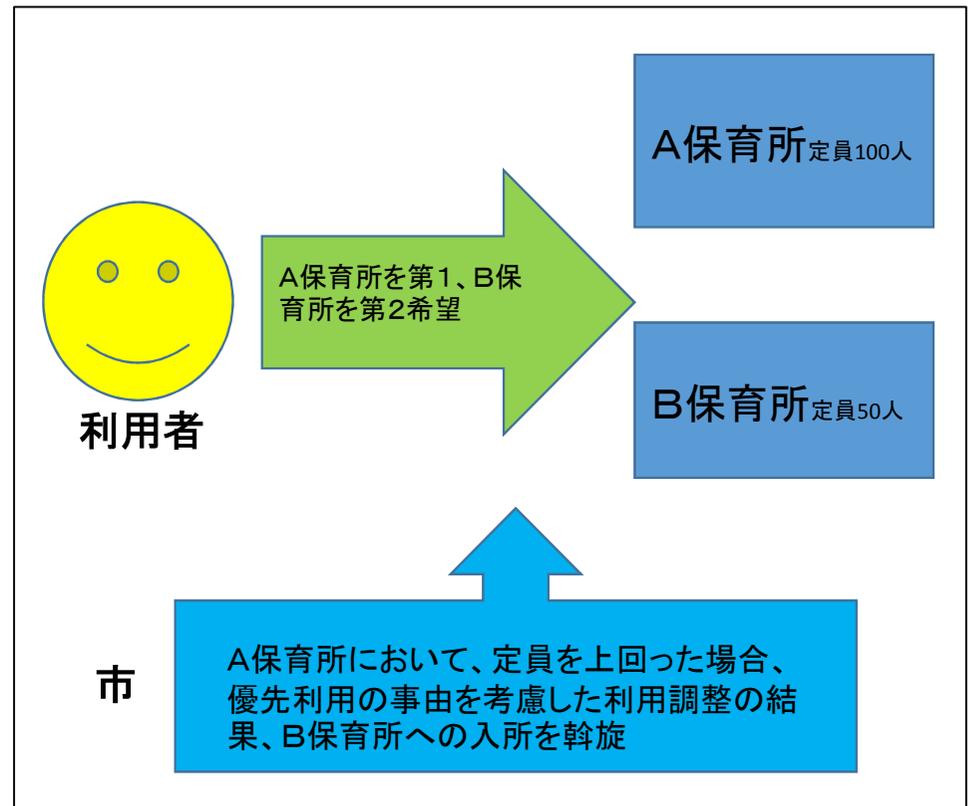
月64時間以上の日常的な家事を除く仕事

※64時間に満たない就労時間の方については、一時保育で対応していく

市による利用調整について

利用調整とは、1つの保育所において、定員を上回る利用申し込みがあった場合、利用者の優先利用の事由を考慮し、当該施設に受け入れ可能な方と、別施設への入所を斡旋する方を調整すること。

利用調整は市が実施する。



優先利用の事由について

○利用調整にあたっては、保育の必要性の事由に加えて、下記の事由を考慮する。

1. ひとり親家庭
2. 生活保護世帯
3. 生計中心者の失業により、就労の必要性が高い
4. 虐待やDVのおそれがある場合などの、社会的養護が必要
5. 子どもが障害を有する
6. 育児休業明け
7. 兄弟姉妹が、同一の保育所等の利用を希望する
8. 小規模保育事業などの卒園児童
9. その他